

国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程の一部改正

現行	改正	改正理由																																
<p>本則 (規則等の内容) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 組織運営規則第22条に定める部局、組織運営規則第6条第1項に定める組織及び施設並びに組織運営規則第6条第2項の規定により置く組織及び施設(以下「部局等」という。)に固有の事項に関する規則等の種類及び内容は、次の各号のとおりとする。 (1)～(3) (略) 5 (略)</p> <p>別表第2(第6条第2項第2号関係)</p> <table border="1" data-bbox="176 944 714 1326"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>図</td> <td>図書館</td> </tr> <tr> <td>大</td> <td>大学教育センター</td> </tr> <tr> <td>産</td> <td>先端産学連携研究推進センター</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>国際センター</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	略称	部局等	(略)		(新設)		図	図書館	大	大学教育センター	産	先端産学連携研究推進センター	国	国際センター	(略)		<p>本則 (規則等の内容) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 組織運営規則第22条に定める部局、<u>組織運営規則第5条の2第1項及び組織運営規則第6条第1項</u>に定める組織及び施設並びに組織運営規則第6条第2項の規定により置く組織及び施設(以下「部局等」という。)に固有の事項に関する規則等の種類及び内容は、次の各号のとおりとする。 (1)～(3) (略) 5 (略)</p> <p>別表第2(第6条第2項第2号関係)</p> <table border="1" data-bbox="1072 944 1610 1326"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>グ教</td> <td>グローバル教育院</td> </tr> <tr> <td>図</td> <td>図書館</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>産</td> <td>先端産学連携研究推進センター</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	略称	部局等	(略)		グ教	グローバル教育院	図	図書館	(削る)		産	先端産学連携研究推進センター	(削る)		(略)		
略称	部局等																																	
(略)																																		
(新設)																																		
図	図書館																																	
大	大学教育センター																																	
産	先端産学連携研究推進センター																																	
国	国際センター																																	
(略)																																		
略称	部局等																																	
(略)																																		
グ教	グローバル教育院																																	
図	図書館																																	
(削る)																																		
産	先端産学連携研究推進センター																																	
(削る)																																		
(略)																																		

附 則(平成30年4月1日規程第12号)
この規程は、平成30年4月1日から施行する。